

松江市議会委員会条例の一部を改正する条例

松江市議会委員会条例（平成17年松江市条例第386号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
第1条 略 (常任委員会の名称、委員の定数及び所管)			第1条 略 (常任委員会の名称、委員の定数及び所管)		
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務委員会	8人	略	総務委員会	8人	略
教育民生委員会	8人	略	教育民生委員会	8人	略
経済委員会	7人	産業経済部、観光部、農業委員会及び交通局の所管に属すること。	経済委員会	7人	産業経済部、観光部、農業委員会、 <u>ガス局</u> 及び交通局の所管に属すること。
建設環境委員会	8人	略	建設環境委員会	8人	略
予算委員会	30人	略	予算委員会	30人	略
第3条～第32条 略			第3条～第32条 略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に改正前の松江市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条の表に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、それぞれ改正後の松江市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条の表に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例の規定により選任された常任委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。